⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第４項又は令和２年旧法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の２の12の規定による読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項（令和２年旧震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、令和２年旧法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第３項の規定の適用を受けようとする法人

［２・３　略］

４　次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

⑴　「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄　法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項又は令和２年旧法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の２の12若しくは第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の令和２年旧法人税法（以下この記載要領において「読替え後の令和２年旧法人税法」という。）第59条第３項の規定の適用を受ける法人

⑵　「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」の各欄　１⑴に掲げる法人

⑶　「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤―⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄　１⑵に掲げる法人

５　「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤―⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の各欄は、法人が法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

６　⑬から⑰までの各欄は、法人が法第72条の18第１項若しくは第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項又は読替え後の令和２年旧法人税法第59条第２項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

［７　略］

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十六　参照］

第６号様式別表12記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第２項の規定による読替え後の法人税法第57条第２項から第４項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第21条第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第２項から第４項まで若しくは第58条第２項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

［２～５　略］

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の12の規定による読替え後の法人税法第59条第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法人税法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同条第３項の規定の適用を受けようとする法人

［２・３　同左］

４　次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

⑴　「適用年度終了の時における資本金等の額⑥」の欄　法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける法人

⑵　「⑦の金額等を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」の欄　１⑴に掲げる法人

⑶　「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤―⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄　１⑵に掲げる法人

５　「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑪」及び「④、⑤―⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第３項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。

６　⑬から⑰までの各欄は、法人が法人税法第59条第２項の規定の適用を受ける場合には、記載を要しない。

［７　同左］

第六号様式別表十二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十五　参照］

第６号様式別表12記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項若しくは第４項又は政令第21条第２項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項から第４項まで又は第58条第２項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

［２～５　同左］